

木材伐出機械に係る労働災害防止対策

林業では、動力を用い、不特定の場所に自走できる林業機械の機能の多様化、高度化が進められています。

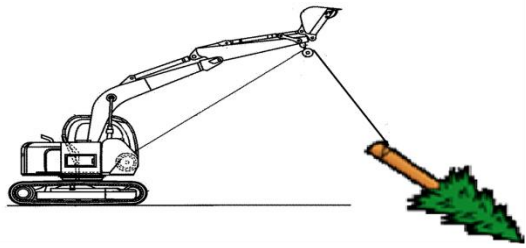
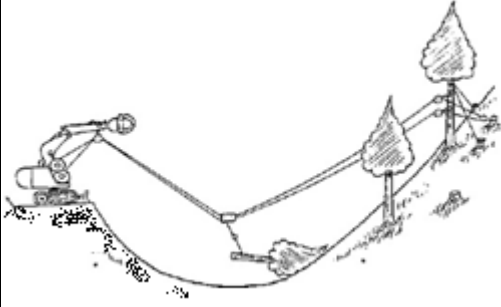
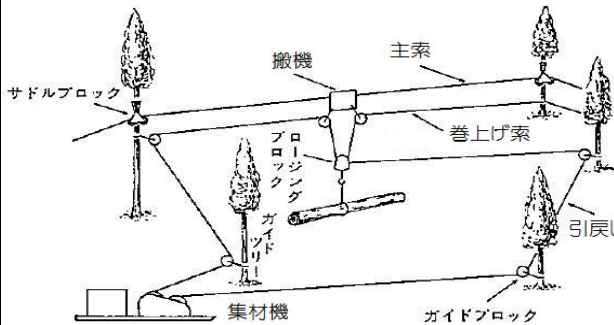
多くの林業現場で、これらの機械を使用して伐木、造材、集材等の作業が行われていますが、同時に死亡災害を含む労働災害が発生してきています。

そこで、木材伐出機械等を使用する作業による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則について必要な改正が行われました。

新たな規制の対象となった木材伐出機械等の種類、改正された省令の概要(木材伐出機械関係)は、以下のとおりです。

新たに規制の対象となった木材伐出機械等の種類

車両系木材伐出機械		動力を用い、不特定の場所に自走できる機械	
伐木等機械	伐木、造材、原木等の集積を行うための機械	(例)ハーベスタ 伐木、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積を行う自走式の機械 (その他の例)フェラーバンチャ、プロセッサ、グラップルソー、木材グラップル	
走行集材機械	車両の走行により集材を行うための機械	(例)フォワーダ グラップル装置で玉切りした短幹材を荷台に積載して運搬する機械 主として作業路上を走行する (その他の例)スキッド、集	

		材車、集材用トラクター	
架線集材機械	動力を用いて原木等を巻き上げることにより運搬するための機械	(例)集材ウインチ 油圧ショベル等に単胴のウインチを装備し、集材を行う自走式の機械 (その他の例)タワーヤーダ、スイングヤーダ	
集材装置	集材機、架線、支柱等により構成され、動力を用いて、原木を巻き上げ、運搬する設備		
簡易架線集材装置	原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備		
機械集材装置	空中において運搬する設備(従来の定義に同じ)		

労働安全衛生規則の一部を改正された省令の概要(木材伐出機械等関係)

◎:新設(一部改正を含む) ○:既存		伐木等機械	走行集材機械	架線集材機械	簡易架線集材装置	機械集材装置等
(1)機械・装置による作業での危険防止	一般的な措置(ヘッドガード等の設置、地形等の調査、作業計画の作成、最大使用荷重等の厳守、制動装置等の点検と補修、作業指揮者 他)	◎	◎	◎	◎	◎
	車両の転倒、逸走等の防止(制限速度の設定、幅員の確保等、運転位置から離脱する時の逸走防止(※) 他)	◎	◎	◎	◎ (※のみ)	◎ (※のみ)
	機械との接触、飛来落下等の防止(危険箇所への立入禁止、運転席の防護柵等、運転中の離脱の禁止 他)	◎	◎	◎	◎	◎
	伐木作業及び造材作業での危険の防止	◎	—	—	—	—
	車両の走行による集材作業での危険の防止(走行時の荷台への乗車禁止、積載時の荷崩れ防止措置 他)	—	◎	—	—	—
	ウインチによる作業での危険の防止(ワイヤロープの安全係数、不適格なワイヤロープの使用禁止、点検、合図)	—	◎	◎	◎	○
	集材装置による集材作業での危険の防止(制動装置等の設置基準、最大使用荷重等の表示、架線集材機械を集材機として用いる場合の措置 他)	—	—	—	◎ 空中での運搬の禁止	○ 主索の検定等
(2)機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育の実施	学科 6H 実技 6H	学科 6H 実技 6H	学科 6H 実技 8H	学科 6H 実技 8H	学科 6H 実技 8H	

施行日と経過措置について

1 施行日

(1)平成 26 年 6 月 1 日

(2)平成 26 年 12 月 1 日(安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく特別教育対象業務の追加)

2 経過措置

今般の改正により、車両系木材伐出機械並びに機械集材装置及び簡易架線集材装置の集材機については、機械の構造に係る規定(※)を新設する。

これらの規定については、施行日の前日において

(1)既に製造しているもの

(2)現に存するものを使用する場合

は、平成 26 年 11 月末日までの間は適用しないこととした。

※ 機械の構造に係る規定:原則として、前照灯、堅固なヘッドガード、原木等の飛来等による危険を防止するための設備(